

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	測量又は調査のための障害物の伐除又は試掘等の許可
概要	第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため、他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行う場合、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等を伐除しようとする場合、又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、市長の許可を受けて、伐除又は試掘等を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第61条第1項
審査基準	◎次に掲げる要件すべてを満たすことが必要です。 1 他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行う者が申請を行うこと。(法第60条第1項) 2 測量又は調査をする必要があること。(法第60条第1項) 3 法第61条第3項の規定による許可の場合は、上記に加え、次の要件を満たすこと。 (1) 所有者及び占有者がその場所にいらないため、その承諾を得ることが困難な場合であること。 (2) 現状を著しく損傷しないこと。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	